

第51期  
定時株主総会  
招集ご通知  
議案・事業報告等

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	再任 おお うえ せい いち ろう 大 上 誠 一 郎 男性	取締役会長	17回／17回 (100%)
2	再任 かや もり まさ かつ 栢 森 雅 勝 男性	代表取締役社長	16回／17回 (94%)
3	再任 かや もり けん 栢 森 健 男性	代表取締役専務	17回／17回 (100%)
4	再任 おお なり とし ふみ 大 成 俊 文 男性	代表取締役専務	17回／17回 (100%)
5	再任 さくら い ゆ み こ 櫻 井 由 美 子 女性	独立役員 社外 社外取締役	16回／17回 (94%)
6	新任 こ むらさき まさ き 小 紫 正 樹 男性	独立役員 社外 -	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おお うえ せい いち ろう 大 上 誠 一 郎 (1963年 2月15日生)	1990年 9月 当社入社 2003年 4月 情報システム事業部 岡山営業所 所長 2008年 4月 制御システム事業セクタ 営業グループ 副グループ長 2010年 4月 制御システム事業セクタ 営業グループ グループ長 2014年 4月 制御システム事業部 事業部長 2014年 6月 当社取締役 制御システム事業部 事業部長 2017年 4月 当社常務取締役 制御システム事業部 事業部長 兼 事業開発室 室長 兼 情報システム事業部担当 2017年 6月 元気(株) 取締役 ダイコク産業(株) 取締役 アロフト(株) 取締役 2019年 4月 当社代表取締役社長 2019年 6月 DAXEL(株) 取締役 2023年 4月 当社取締役会長 (現任) 2024年 4月 西本産業(株) 取締役 (現任)	2,175株
<選任理由> 大上誠一郎氏は、情報システム事業部門を中心に多くの知見を蓄積した後、2014年4月からは制御システム事業部門の責任者を務め、2019年3月までは新規事業を担当する事業開発室室長も務めた後、2019年4月より代表取締役社長として当社グループの経営をリードしてきました。 2023年4月からは取締役会長に就任し、その幅広い経験と見識が当社グループの新規事業への推進及び経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	かや ちり まさ かつ 栢 森 雅 勝 (1966年12月26日生)	1995年3月 当社取締役 役員室担当 1996年6月 当社常務取締役 営業本部 情報推進室担当 1998年6月 当社専務取締役 情報システム事業部 情報戦略室担当 2000年6月 当社代表取締役副社長 2005年4月 当社代表取締役社長 2006年3月 DAXEL(株) 取締役(現任) 2012年4月 当社代表取締役会長 事業戦略本部 本部長 元気(株) 取締役(現任) 2013年3月 ダイコク産業(株) 代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長 2018年4月 当社代表取締役会長 P E 推進室担当 2022年12月 (株)グローバルワイズ 取締役(現任) 2023年4月 当社代表取締役社長(現任) ダイコク電機コミュニケーションPLUS(株) 〈旧:ダイコク産業(株)〉取締役(現任) 2024年4月 西本産業(株) 取締役(現任)	902,350株
<選任理由> 栢森雅勝氏は、2005年4月から代表取締役社長として、当社グループの経営をリードした上で、2012年4月より代表取締役会長として、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上に努めてきました。2023年4月からは代表取締役社長に就任し、その豊富な経営者としての経験と見識が当社グループの経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	かや もり けん 栢 森 健 (1970年 8月29日生)	2000年 6月 当社取締役 経営管理室担当 2001年 4月 当社取締役 経営企画室 室長 2002年 6月 当社常務取締役 経営企画室 室長 2005年 4月 当社代表取締役専務 2006年 3月 DAXEL(株) 取締役 2007年 4月 当社代表取締役専務 経営管理本部 本部長 2012年 4月 当社代表取締役専務 経営本部 本部長 2013年 3月 ダイコク産業(株) 取締役 2017年 4月 当社代表取締役専務 (現任)	443,000株
<選任理由> 栢森健氏は、当社で長年にわたり経営企画・管理部門に携わり、経営基盤の強化に貢献しております。2007年4月より経営管理本部本部長を務めるなど、その豊富な経営者としての経験と見識が当社グループの経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	<p>おお なり とし ふみ 大 成 俊 文 (1966年 2月 5日生)</p>	<p>1995年 8月 当社入社 2010年 4月 情報システム事業セクタ 営業センタ 九州支店 支店長 2012年 4月 情報システム事業部 営業本部 九州支店 支店長 2015年 4月 情報システム事業部 営業本部 本部長 兼 営業企画部 部長 2016年 4月 情報システム事業部 事業部長 2017年 6月 当社取締役 情報システム事業部 事業部長 2019年 4月 当社常務取締役 情報システム事業部 事業部長 兼 事業開発室 室長 2020年 4月 当社常務取締役 情報システム事業部 事業部長 2023年 4月 当社代表取締役専務 管理統括部 統括部長 (現任) 2023年 6月 元気(株) 取締役 (現任) ダイコク電機コミュニケーションPLUS(株) 〈旧:ダイコク産業(株)〉 取締役 (現任)</p>	2,700株
<p>&lt;選任理由&gt; 大成俊文氏は、当社で長年にわたり情報システム事業部門に携わり、2016年4月より情報システム事業部門の責任者を務めてきました。 2023年4月からは代表取締役専務に就任し、その豊富な営業経験と事業部門に関する高い見識が当社グループの業務執行の推進及び経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	さくら 櫻井由美子 (1969年3月1日生)	1992年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年1月 櫻井由美子公認会計士事務所開設 同事務所 所長(現任) 2009年6月 (株)東祥 社外監査役 2010年8月 (株)アイケイ 社外監査役 2014年6月 (株)プロトコーポレーション 社外取締役(現任) 2016年8月 (株)アイケイ 社外取締役(監査等委員) 2019年6月 (株)ジェイテクト 社外監査役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	0株
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 櫻井由美子氏は、公認会計士として、財務及び会計分野に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、その知識と見識を当社の企業経営の監督に生かしていただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。 選任後は当社の社外取締役として財務・会計や資本政策の分野における役割発揮を期待しております。また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	※ こむらさき まさき 小 紫 正 樹 (1953年 4月10日生)	1977年 4月 通商産業省入省 1984年 6月 日本輸出入銀行審査部 調査役 1991年 6月 OECD日本政府代表部 一等書記官・参事官 1997年 6月 JETROシンガポール電子技術部 部長 2002年 4月 早稲田大学 非常勤講師 6月 経済産業省 大臣官房情報システム管理課長 2004年 6月 中小企業基盤整備機構 理事 2006年 7月 財団法人金属系材料研究開発センター 専務理事 2017年 3月 一般財団法人金属系材料研究開発センター 副理事長〈代表理事〉兼 専務理事(現任) 2018年 4月 一般財団法人日本鉄鋼協会 理事(現任) 2019年10月 公益財団法人川島蘇生会 理事(現任)	100株
<p>＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割＞</p> <p>小紫正樹氏は、経済産業省において科学技術政策や情報システム政策担当を歴任し、IT分野に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、経営陣とは独立した意見やグローバルな視野で企業経営を監督できる有識者であるため、新たに社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、選任後は指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者 櫻井由美子氏及び小紫正樹氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者について

(1) 独立性について

- ① 社外取締役候補者は、いずれも、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）ではなく、過去10年間に該当したこともありません。また、過去2年間に合併等により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）と三親等以内の親族関係はありません。
- ④ 当社は社外取締役候補者櫻井由美子氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
- ⑤ 社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は櫻井由美子氏及び小紫正樹氏を独立役員とする予定であります。



- (2) 就任してからの年数について  
櫻井由美子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 責任限定契約について  
当社は社外取締役として有能な人材をむかえることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、現社外取締役全員と会社法第427条第1項及び現行定款第26条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、賠償責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
- なお、各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は櫻井由美子氏と上記契約を継続し、小紫正樹氏と上記契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 各候補者が取締役现就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
5. ※印は新任取締役候補者であります。

**【ご参考】各取締役候補者に対して特に期待する分野**

第1号議案が承認された場合の取締役会の構成は以下のとおりです。

当社は取締役候補者に対し、以下の分野について特に期待しております。

No.	氏名	当社が特に期待する分野						
		事業戦略	人材開発	コンプライアンス	財務	成長戦略 (新規事業・M&A)	DX	サステナビリティ・ESG
1	大上誠一郎	○				○		○
2	栢森 雅勝	○				○	○	○
3	栢森 健			○	○			○
4	大成 俊文		○				○	○
5	櫻井由美子	○			○			○
6	小紫 正樹	○				○	○	

**第2号議案** 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち、常勤監査役吉川幸治氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名						現在の当社における地位等	
新任	にし	お	みつ	お	男性	常勤	監査室 室長

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
※ 西尾光生 (1965年 8月26日生)	1991年 8月 当社入社 2003年 4月 制御システム事業セクタ AIチーム チームリーダー 2017年 4月 情報システム事業部 事業管理部 課長 2018年 4月 情報システム事業部 営業管理部 課長 2019年10月 監査室 副室長 2020年 4月 監査室 室長 (現任) 2024年 4月 西本産業(株) 監査役 (現任)	1,100株

<選任理由>

西尾光生氏は、当社で長年にわたり制御システム事業部門（現アミューズメント事業）に携わり、プロジェクトチームなどのメンバーとして多くの知見を蓄積した後、2017年4月からは情報システム事業部門の管理部門を経て、2020年4月から監査部門の責任者を務めてきました。両事業部門での豊富な経験と高い見識に基づき、常勤監査役として当社グループの監査の実効性を発揮できると判断し、監査役候補者となりました。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、現監査役全員と会社法第427条第1項及び当社定款第33条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、賠償責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、監査役候補者の選任が承認された場合、当社は西尾光生氏と上記契約を締結する予定であります。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

4. ※印は新任監査役候補者であります。

### 第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役吉川幸治氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたいと存じます。

吉川幸治氏は監査役として当社監査に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の監査役退職慰労金規程に基づき監査役の協議により算定し、取締役会への上程を経て株主総会議案としているため、相当であると判断しております。

なお、具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
よし かわ こう じ 吉 川 幸 治	2017年6月 当社常勤監査役 現在に至る

### 第4号議案 第51期役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名及び監査役4名に対し、当事業年度の功労に報いるため、役員賞与総額278,346,000円（取締役4名分260,760,000円、社外取締役2名分3,000,000円、監査役4名分14,586,000円）を支給することとしたいと存じます。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該方針をもとに代表取締役社長が算出した額を報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会での審議後、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

また、監査役につきましては監査役の協議により、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該方針をもとに監査役の協議により総額を定め、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

## 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年6月26日開催の第27期定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額160百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第51期事業報告「Ⅳ. 会社役員に関する事項」をご参照ください。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任又は退職時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する規制が緩和されたことにより、社会経済活動の正常化が進み、景気はゆるやかな回復基調で推移しました。しかしながら、国際情勢に起因するエネルギー価格や原材料価格の高騰による物価上昇の影響により、消費者の節約志向が高まるなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが携わるパチンコ業界におきましては、警察庁の集計（2024年4月発表）によると、2023年12月末時点のパチンコホールの営業店舗数は7,083店（前年比92.4%）、遊技機設置台数はパチンコ機・パチスロ機ともに減少し、342万5,246台（前年比96.1%）と厳しい市場環境が続いておりますが、1店舗当たりの設置台数は483.6台と前年比+18.6台と大幅に増加し、パチンコホールの大型化が進んでおります。市場ではスマート遊技機の登場から1年余りが経過しました。当連結会計年度末時点におけるスマート遊技機の導入状況は、パチスロ機全体におけるスマートパチスロ機の設置割合は36.4%（第3四半期末比+5.4ポイント、前年同期比+28.2ポイント）、パチンコ機全体におけるスマートパチンコ機の設置割合は4.7%（第3四半期末比-0.2ポイント、前年同期比+4.7ポイント）となりました（当社「DK-SIS」データ参照）。

次に遊技機の稼動状況ですが、2024年1月～3月の期間平均で前年同期比106.4%、前年度（2022年4月1日～2023年3月31日）比較では105.6%となりました。種別稼動状況につきましては、パチスロ機はファンから高い支持を得たスマートパチスロ機が複数市場投入されたため、前年同期比117.7%、前年度比較では122.1%と好調に推移しました。パチンコ機は前年同期比99.5%、前年度比較では97.1%とやや低迷しましたが、今年3月よりラッキートリガーという新たな遊技性を持った遊技機が複数登場し、ファンから高い支持を得た遊技機があったため、3月単月では前年同期比103.1%と上昇しました（当社「DK-SIS」データ参照）。スマート遊技機は、今後もファンの支持を得ながら順調に設置割合を増やしていくと見込んでおり、スマート遊技機に対応するための設備投資需要は堅調に推移するものと思われまます。

このような市場環境のもと、情報システム事業におきましては、2024年2月～3月にか



けて全国主要都市で5年ぶりとなるリアル展示会&セミナーを開催し、多くのパチンコホール経営企業に参加していただきました。展示会場では、業界最大かつ最高画質となる13.3インチフルHD液晶、タッチパネルを採用した【液晶端末「REVOL A II」(レボラツー)】や、業界史上最大のデュアルセグを搭載し、出玉数や盛況感をアピールする【上部設置端末「DUALINA」(デュアリナ)】、業界初となる耳への負担軽減でホールスタッフを騒音問題から守るパチンコホール特化型【ノイズキャンセリングイヤホン「Wellph」(ウェルフ)】の3製品を発表しました。セミナーでは、2023年のパチンコ機・パチスロ機毎の業績を振り返り、パチンコホールの業績回復に向けた遊技機管理手法について、受講者参加型のリアルタイムアンケート結果を踏まえながら講演を行いました。また、スマート遊技機による市場変化への対応に関連したMIRAGATEサービスのさらなる拡大を目指し、煩雑な機種入替時の作業が短時間で完了し業務効率化に貢献する「楽らく入替運用オプション」、クラウドチェーン店管理システム「ClarissLink」(クラリスリンク)、周辺エリアの集客状況を提供する商圈分析サービス「Market-SIS」(マーケット-エスアイエス)の普及を促進しました。

アミューズメント事業におきましては、スマートパチスロ事業への早期参入に向け、アロフト社及び2023年4月より孫会社化したライリィ社との連携による「パチスロ機の企画・ソフト開発」、DAXEL社との連携による「ハード開発及び製造・販売体制の構築」を推進しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高538億61百万円(前年同期比69.2%増)、営業利益120億1百万円(同198.6%増)、経常利益121億2百万円(同184.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益84億64百万円(同189.1%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、従来「制御システム事業」としていた報告セグメントの名称を「アミューズメント事業」に変更しております。

#### 情報システム事業

当連結会計年度におきましては、パチンコホール経営企業において、スマート遊技機導入による活発な設備投資需要が継続しております。

このような市場環境のもと、『パチンコホール向け製品等』の売上は、スマート遊技機専用を含む当社カードユニット「VEGASIA」(ベガシア)、情報公開端末「REVOL A」(レボラ)、「BIGMO PREMIUM」(ビグモプレミアム)の販売台数が好調に推移し、また、2024年7月からの新紙幣流通に先駆けてカードユニットの改刷対応需要によ

り、前年同期を大幅に上回りました。『サービス』の売上は、主要なサービスが堅調に推移し、スマート遊技機登場による市場変化への対応に関連したM I R A I G A T Eサービスの加盟店舗数が増加したこともあり、前年同期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は494億12百万円（前年同期比88.5%増）、営業利益146億3百万円（同166.0%増）となりました。

#### アミューズメント事業

当連結会計年度におきましては、市場全体のパチンコ機販売台数が減少した影響もあり、遊技機向けの表示ユニット及び制御ユニット販売は前年同期を下回りましたが、部品販売は前年同期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は44億99百万円（前年同期比20.2%減）、営業損失3億90百万円（前年同期は営業利益1億40百万円）となりました。

（注）セグメント業績の金額には、セグメント間取引が含まれております。

## 2. 事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

区 分	前 連 結 会 計 年 度		当 連 結 会 計 年 度		前年同期比(%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
情報システム事業	26,209	82.4	49,412	91.7	188.5
アミューズメント事業	5,614	17.6	4,449	8.3	79.2
合 計	31,824	100.0	53,861	100.0	169.2

（注）上記金額には、セグメント間取引は含まれておりません。

## 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、22億34百万円となりました。その主なものは、製品用ソフトウェアのバージョンアップ及び社内サーバー設備等の整備を行いました。

## 4. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 5. 対処すべき課題

厳しい市場環境の中、次期売上目標を達成するために、事業セグメントごとに以下の事項を「対処すべき課題」として取り組み、業績向上に努力してまいります。

### 情報システム事業

- ① スマート遊技機や新紙幣流通への対応など、変化する市場環境に合わせた価値ある製品・サービスをタイムリーに提供し、パチンコホール経営企業の業績向上につながる提案を強化します。
- ② 新たな遊技性やスペックをファンにより魅力的に伝えるための情報公開強化や、複雑化する遊技性に合わせたデータ管理手法と省人化実現のための支援機能強化に努めます。
- ③ 商圈分析サービス「Market-SIS」(マーケット-エスアイエス)、クラウドチェーン店管理システム「ClarissLink」(クラリスリンク)、AIホールコンピュータ「X」(カイ)の普及促進と活用提案の強化を継続し、パチンコホール経営企業の業績向上につながる経営支援サービスの価値向上を目指します。

### アミューズメント事業

- ① パチスロ機の製造・販売体制の構築を行うとともに、遊技機のソフト開発ラインを拡充することにより、スマート遊技機への対応を進めていきます。
- ② グループ会社間の連携をさらに強化し、企画開発から製造・販売までの業務効率向上とともに、遊技機の商品力向上に取り組みます。
- ③ 遊技機市場の先を見据えた有力コンテンツ（IP）の獲得とともに、商品価値の最大化を目指し、他分野も視野に入れたアライアンスに取り組みます。

## 【ご参考】サステナビリティに関する考え方及び取り組み



当社は、サステナビリティ活動を持続的かつ体系的に推進し、「中期経営計画2022～2024」（2021年11月24日公表）に掲げるESGやSDGsを重視した経営を推進するため、「サステナビリティ基本方針」を策定し、「マテリアリティ（重要課題）」を特定しました。

全てのステークホルダーの期待に応えるべく、経営理念である「イノベーションによる新しい価値づくりを通じ、これからも一貫して持続的な成長を果たしてまいります」に基づき、中長期的な企業価値を創出してまいります。

### 「サステナビリティ基本方針」

ダイコク電機グループは、経営理念に基づく事業活動を通じて社会課題を解決し、ステークホルダーの皆さまとともに、持続可能な社会の実現とグループの成長を目指します。

### 「マテリアリティ（重要課題）」

ESG	マテリアリティ	取り組みテーマ	SDGs
E	<p><b>地球環境への貢献</b></p> <p>事業活動による環境負荷の軽減をはかるとともに、脱炭素社会へ寄与する製品・サービスを提供</p>	<p>温室効果ガス(CO2など)排出量の削減 省エネルギー対策 再生可能エネルギーの活用 廃棄物抑制、リサイクルの推進 グリーン製品・サービスの提供</p>	
S	<p><b>人材活躍の推進</b></p> <p>社員が個々の能力を最大限に発揮でき、働きがいのある職場環境・組織風土の改革を推進</p>	<p>ダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進 人材育成、社員教育の推進 働き方改革の推進</p>	
	<p><b>イノベーションによるソリューション提供</b></p> <p>新技術へ積極的に取り組み新たな価値を創造し、社会課題を解決する製品・サービスを提供</p>	<p>AI、クラウドを活用した製品・サービスの提供 DX、省力化、省人化につながる製品・サービスの提供 内作化による社内技術の向上 社内におけるDXの推進</p>	
	<p><b>依存症への対応</b></p> <p>社会課題である依存症問題への対応、予防</p>	<p>依存症を予防する製品・サービスの提供 パチンコホールの依存症対応に役立つ製品・サービスの提供</p>	
G	<p><b>ガバナンスとコンプライアンスの強化</b></p> <p>不正を未然に防止する体制・監督機能を強化し、法令遵守や誠実・公平・公正な事業慣行を徹底</p>	<p>実効性の高いコーポレートガバナンス体制の追求 コンプライアンス行動基準の浸透・実践 情報セキュリティの強化</p>	

## 「当連結会計年度における主な取り組み」

E：地球環境への貢献

- ① TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に対応するため、スコープ1,2,3について算定しました。
- ② 環境関連の戦略や取り組みなどを評価・認定する国際的な非営利団体CDPから、気候変動対応への取り組みで、マネジメントレベル「B」スコアを獲得し、前年度の「B-」スコアから評価を伸ばしました。

S：イノベーションによるソリューション提供

- ① 名古屋市と岩手県陸前高田市との「絆交流」の一環として、陸前高田市立中学校の生徒に、当社が常設教室を運営している小学生向けプログラミング教室『ロボキューブ』において、職場体験をしていただきました。
- ② パチンコホール従業員の耳への負担を軽減し、騒音問題から守るインカム接続用ノイズキャンセリングイヤホン「Wellph」を販売しました。

S：人材活躍推進

- ① 愛知県ファミリー・フレンドリー企業としてワークライフバランスに取り組み、2021年から継続している男性育休取得100%の実績が評価され、愛知県労働局より男性育休取得促進・企業取組事例として取材を受けました。

S：依存症への対応

- ① 社会課題であるギャンブル依存症への対応策の一つとして、ギャンブル依存症チェックゲーム「チェッパチ」を2022年度にリリース。好評につき第2弾を開発しています。

S：その他

- ① 当社が2拠点を置く愛知県春日井市で開催された春日井まつりに協賛し、当社が所属するパチンコ業界の横断的組織「一般社団法人 日本遊技関連事業協会（日遊協）」と連携し、地域清掃活動を行いました。
- ② 令和6年能登半島地震への被災地支援として、石川県へ義援金1,000万円を寄附いたしました。

今後も、持続可能な社会の実現と当社グループの成長に向けて、「マテリアリティ（重要課題）」を中心に推進してまいります。

## 6. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 (2020年度)	第49期 (2021年度)	第50期 (2022年度)	第51期 (当連結会計年度) (2023年度)
売上高 (百万円)	23,345	24,390	31,824	53,861
経常利益 (百万円)	986	1,367	4,260	12,102
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	612	1,228	2,927	8,464
1株当たり当期純利益 (円)	41.44	83.13	198.05	572.60
総資産額 (百万円)	41,084	41,489	48,298	59,281
純資産額 (百万円)	30,662	31,141	33,399	40,720

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき計算しております。
2. 第49期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第49期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用後の数値となります。
3. 従来、営業外収益に表示してございました「受取分配金」は第49期より「売上高」に含めて表示することに变更したため、第48期の売上高については、表示方法の变更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第48期 (2020年度)	第49期 (2021年度)	第50期 (2022年度)	第51期 (当事業年度) (2023年度)
売上高 (百万円)	21,877	23,161	30,354	52,695
経常利益 (百万円)	738	1,338	4,466	12,870
当期純利益 (百万円)	837	1,060	3,007	8,666
1株当たり当期純利益 (円)	56.66	71.75	203.44	586.24
総資産額 (百万円)	40,029	40,220	47,319	58,421
純資産額 (百万円)	29,702	30,013	32,359	39,846

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき計算しております。
2. 第49期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第49期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用後の数値となります。
3. 従来、営業外収益に表示してございました「受取分配金」は第49期より「売上高」に含めて表示することに变更したため、第48期の売上高については、表示方法の变更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## 7. 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

## (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
元気株式会社	100百万円	100.0%	アミューズメントソフトの企画・開発・販売
D A X E L 株式会社	40百万円	100.0%	パチスロ遊技機の企画・開発・製造・販売
ダイコク産業株式会社	35百万円	100.0%	パチンコホール支援サービスの企画・販売
アロフト株式会社	50百万円	100.0%	パチンコ遊技機用ソフトの企画・開発
株式会社グローバルワイズ	100百万円	98.3%	クラウドサービス等のシステム開発
株式会社ライリィ	10百万円	100.0%	組み込みソフト受託開発

(注) ダイコク産業株式会社は、2024年4月1日に「ダイコク電機コミュニケーションPLUS株式会社」と商号を変更しております。

## (2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 8. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業内容	主要な製品
情報システム事業	パチンコホール向けコンピュータシステムの開発、製造、販売
アミューズメント事業	パチンコ、パチスロ遊技機に関わるハードウェアの開発、製造、販売、ソフト開発

(注) 当連結会計年度から事業区分について「制御システム事業」を「アミューズメント事業」と名称を変更しております。

## 9. 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

当 社	本 社	名古屋市中村区那古野一丁目43番5号
	事 業 所	坂下（愛知県）、春日井（愛知県）、 外神田OSオフィス（東京都）
	支 店	東日本（東京都）、中部（愛知県） 西日本（大阪府）、九州（福岡県）
	営 業 所	札幌（北海道）、盛岡（岩手県）、仙台（宮城県）、茨城（茨城県）、 北関東（埼玉県）、新潟（新潟県）、金沢（石川県）、松本（長野県）、 静岡（静岡県）、岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、 鹿児島（鹿児島県）
元 気 株 式 会 社	本 社	東京都中野区
D A X E L 株 式 会 社	本 社	名古屋市
ダイコク産業株式会社	本 社	名古屋市
アロフト株式会社	本 社	東京都千代田区
株式会社グローバルワイズ	本 社	名古屋市
株 式 会 社 ラ イ リ ャ	本 社	群馬県高崎市

## 10. 従業員の状況（2024年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
644名	1名減

### (2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
393名	9名減	46.4歳	19.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者41名は含まれておりません。

## 11. 主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。



## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 66,747,000株
2. 発行済株式の総数 14,783,900株 (自己株式1,238株を含む。)
3. 株主数 17,487名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
円谷フィールドホールディングス株式会社	2,958,400株	20.01%
株式会社 K C プラス	1,199,200株	8.11%
栢 森 雅 勝	902,350株	6.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	853,700株	5.77%
公益財団法人栢森情報科学振興財団	750,000株	5.07%
株式会社 大黒屋	750,000株	5.07%
栢 森 新 治	510,000株	3.44%
栢 森 美 智 子	490,000株	3.31%
栢 森 健	443,000株	2.99%
ダイコク興産株式会社	380,000株	2.57%

(注) 持株比率は自己株式1,238株を控除して計算しております。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	大上誠一郎	－
※取締役社長	栢森雅勝	元 気 株 式 会 社 取 締 役 D A X E L 株 式 会 社 取 締 役 ダイコク産業株式会社 取 締 役 株式会社グローバルワイズ 取 締 役
※専務取締役	栢森 健	－
※専務取締役	大成俊文	管 理 統 括 部 統 括 部 長 元 気 株 式 会 社 取 締 役 ダイコク産業株式会社 取 締 役
取 締 役	足立芳寛	一般財団法人金属系材料研究開発センター 監 事
取 締 役	櫻井由美子	公 認 会 計 士 (櫻井由美子公認会計士事務所 所長) 株式会社プロトコーポレーション 社 外 取 締 役 株 式 会 社 ジ ェ イ テ ク ト 社 外 監 査 役
常勤監査役	吉川幸治	元 気 株 式 会 社 監 査 役 D A X E L 株 式 会 社 監 査 役 ダイコク産業株式会社 監 査 役 ア ロ フ ト 株 式 会 社 監 査 役 株式会社グローバルワイズ 監 査 役 株 式 会 社 ラ イ リ イ 監 査 役
監 査 役	中島健一	弁 護 士 (中島総合法律事務所 所長) 三重県市町公平委員会 委 員 長 名古屋簡易裁判所 調 停 委 員 財務省入札等監視委員会 委 員
監 査 役	森田幸典	明治安田生命保険相互会社 顧 問
監 査 役	今井宣之	公 認 会 計 士 (公認会計士今井宣之事務所 所長)

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役足立芳寛氏及び櫻井由美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、足立芳寛氏及び櫻井由美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ております。
3. 監査役中島健一氏、森田幸典氏及び今井宣之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役今井宣之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、2024年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	加 藤 忠 芳	情報システム事業部 事業部長
上席執行役員	尾 関 貴 夫	経営企画室 室長
執 行 役 員	牧 久 視	AMS 統括部 統括部長 兼 生産部 部長
執 行 役 員	岡 本 篤 憲	管理統括部 副統括部長
執 行 役 員	石 原 敬 久	情報システム事業部 事業戦略室 室長
執 行 役 員	猪 飼 俊 光	情報システム事業部 営業本部 本部長
執 行 役 員	飯 田 康 晴	情報システム事業部 MG開発本部 本部長 兼 MG推進部 部長
執 行 役 員	入 江 明	情報システム事業部 営業本部 副本部長 兼 P E 推進室担当 兼 ダイコク電機コミュニケーションP L U S 株式会社 (旧ダイコク産業株式会社) 出向

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び記名子会社（元気株式会社・DAXEL株式会社・ダイコク産業株式会社・アロフト株式会社・株式会社グローバルワイズ）の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

#### ①当該方針の決定の方法

方針（方針に基づいて定める規程や基準を含む）の決定権は取締役会に属し、報酬諮問委員会は、その決定過程において意見を述べることができます。

## ②当該方針の内容の概要

### ア.基本方針

当社は、独立取締役を委員長とした報酬の決定を目的とする報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬は固定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（役員賞与として株主総会の承認決議を経て支給）及び退職慰労金（退任時に一括または分割支給）から成る現金報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬にて構成されており、取締役の業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値向上に資するよう、各取締役の役位、当社の業績、経営環境等を考慮した報酬体系としております。

### イ.固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の月額報酬は、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議により定められた報酬総額の上限額（月額20百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）において、代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた基準に基づき算定した額を、報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会で審議後、取締役会へ上程し、その決議をもって個人別の月額報酬額を決定いたします。

### ウ.業績連動報酬の内容及び額の算定方法、個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（役員賞与）につきましては、代表取締役社長が、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、経営環境、従業員に対する賞与の支給基準、各取締役の役位等を総合的に勘案し算出しております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標及び業務執行の成果を測る指標として、最も適切と考えられるためです。代表取締役社長は算出した額を報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会での審議の後、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各取締役への支給額については、株主総会の承認決議後、その支給額の範囲内において、役位及び貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長が配分し、取締役会で決定いたします。

### エ.退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、「取締役退職慰労金規程」に基づき代表取締役社長が算定し、報酬諮問委員会にて審議後、取締役会への上程を経て株主総会議案としており、株主総会の承認決議後、取締役会にて支給額及び支給方法等を決定いたします。

### オ.譲渡制限付株式報酬の内容及び個人別の報酬額の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬額は、定時株主総会の決議（2024年6月26日）により定められた報酬総額の上限額（年間160百万円以内、ただし支給対象者には社外取締役を含まない。）において、代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた基準（同一年度内に支給される業績連動報酬額の20%以下）に基づき算定した

額を、報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会で審議後、取締役会へ上程し、その決議をもって決定いたします。また、報酬として各個人に割り当てる株式の数は、承認された個人別の報酬額及び予め定められた基準日における株式の市場価格に基づき、支給対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。これにより支給される譲渡制限付株式の総数は年間40,000株を上限とし、支給対象者との契約において、30年の譲渡禁止期間が設定されるほか、一定の条件により譲渡制限が解除され、あるいは譲渡制限が解除されることなく会社が無償取得する旨が定められます。

- ③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が予め定められた基準に基づき算定した報酬案を、報酬諮問委員会において審議し、取締役会において決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## (2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ①当該方針の決定の方法

方針（方針に基づいて定める規程や基準を含む）は監査役の協議により決定いたします。

### ②当該方針の内容の概要

#### ア.固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

監査役の月額報酬は、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議により定められた報酬総額の上限額（月額3百万円以内）の範囲において、監査役の協議をもって個人別の月額報酬額を決定いたします。

#### イ.業績連動報酬の内容及び額の算定方法、個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（役員賞与）につきましては、各監査役に期待される職務を基準に、連結業績及び当該監査役の評価をもって総合的に勘案し、監査役の協議により総額を定め、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各監査役への支給額については、監査役の協議により決定いたします。

#### ウ.退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、「監査役退職慰労金規程」に基づき監査役の協議により算定し、取締役会への上程を経て株主総会議案としており、株主総会の承認決議後、監査役の協議にて支給額及び支給方法等を決定いたします。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬については、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議に定

められた報酬総額の上限額（月額20百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた算定基準に基づき算定した額を報酬諮問委員会に提出、報酬諮問委員会で審議後に取締役会へ上程し、その決議をもって決定いたします。なお、当該決議時の取締役は6名です。

監査役については、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議に定められた報酬総額の上限額（月額3百万円以内）の範囲において、監査役の協議により決定いたします。なお、当該決議時の監査役は4名です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

単位：百万円

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金	
取締役	351	70	263	16	6
（うち社外取締役）	(9)	(6)	(3)	(-)	(2)
監査役	28	13	14	0	4
（うち社外監査役）	(13)	(9)	(4)	(-)	(3)
合計	379	83	278	17	10

- (注) 1. 業績連動報酬（役員賞与）につきましては、「(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき算定、決定しております。なお、算定に係る指標の目標及び実績は、連結営業利益は目標42億円に対し実績は120億1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は目標30億円に対し、実績は84億64百万円となりました。監査役の実績連動報酬（役員賞与）につきましては「(2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき算定、決定しております。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

## 5. 社外役員に関する事項

## (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役足立芳寛氏が監事を務める一般財団法人金属系材料研究開発センターと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役櫻井由美子氏が所長を務める櫻井由美子公認会計士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏は株式会社プロトコーポレーションの社外取締役及び株式会社ジェイテクトの社外監査役であります。いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役中島健一氏が所長を務める中島総合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役森田幸典氏が顧問を務める明治安田生命保険相互会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役今井宣之氏が所長を務める公認会計士今井宣之事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	足立 芳寛	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、学者としての専門的な知識と見識等に基づき客観的で広範な視点から、健全かつ効率的な経営の推進等について適宜助言、提言を行っております。また、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	櫻井由美子	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、公認会計士としての専門的な知識と見識等に基づき客観的で広範な視点から、健全かつ効率的な経営の推進等について適宜助言、提言を行っております。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としてこれらの委員会に出席し、客観的な観点から意見を述べております。
監査役	中島 健一	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言、提言を行っております。
監査役	森田 幸典	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に元警察庁における豊富な経験と見識等から適宜助言、提言を行っております。
監査役	今井 宣之	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜助言、提言を行っております。

## V. 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人
2. 報酬等の額及び監査役会が同意した理由

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役会、社内各部署の状況を把握した上で、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、社内プロジェクトに関する助言指導業務に対し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が下記の事項に抵触したと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- (1) 法の規定による欠格事由に該当する場合
- (2) 当局等により重大な処分等を受けた場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠った場合
- (4) 会計監査人としてふさわしくない非行があった場合
- (5) その他株主利益を損なうおそれがあると判断した場合

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の概要

当社の取締役会において決議いたしました内部統制システムに関する基本的な考え方の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 顧問弁護士を含むコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（CPR委員会）を設置し、定期的に委員会を開催する。
  - ② コンプライアンスの推進については、CPR委員会が中心となって、取締役や使用人等の遵法意識向上に重点を置いた施策を計画し実施していく。
  - ③ コンプライアンスの相談・通報体制（2004年度設置）を設け、通報者の保護に配慮しつつ、効果的かつ迅速なリスク情報の収集とその対応を実現していく。



- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)については、文書管理規程等に基づき機密性、検索性、保存性、保管媒体の特性、利用可能性等を考慮した保管・管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化をはかる。
  - ② CPR委員会主導のもと、各部門におけるリスクの洗い出しを行い、各部門個別のリスクに関して、ルール、基準等の策定その他リスクの予防、回避のために有効と思われる施策についての検討、実施の継続を可能にする体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
十分かつ正確な情報に基づく迅速かつ確な経営判断を目的として、情報の収集、伝達、共有化の適正に配慮しつつ、会議体の設置、構成、分掌、運営等についてのルール、基準等を整備する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
経営管理については、グループ会社管理規程に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法をルール化し、各グループ会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、グループ会社の経営情報及びリスク情報を把握する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する事項
- ① 監査役の要望があれば速やかに、監査役の業務補助のため監査役補助人を置くこととする。
  - ② 監査役補助人の募集、選考等の手続は人事担当部門が行い、その選定は監査役会の決定をもって行う。
- (7) 上記使用人等の取締役からの独立性に関する事項  
監査役補助人の人事考課は監査役会が行い、人事異動については監査役会の決定に基づき、監査役と人事担当取締役が協議して実施する。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人等は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度速やかに報告する。
- ② 監査役に対し、取締役会その他の重要会議（以下これらを「重要会議等」という）への出席及び質問の機会を保証するものとし、重要会議等の運営上のルール策定において考慮する。
- ③ 監査役が監査業務の遂行に必要な場合は、当該取締役会に対して、補助人員の提供、事業所への立入、資料の開示等について協力もしくは援助を求めることができるものとし、監査業務に支障が生じた場合は、取締役に対し、当該支障の原因となった事由について排除、改善等の措置を要請することができる。
- ④ 前項については、グループ会社についても同様の処置を講ずるものとする。
- ⑤ 監査役が職務を遂行するために必要な情報（子会社に関する情報を含む）を適切に収集できるよう、グループ会社各社の規模や体制に応じた、適切かつ効率的なルールを整備し、運用する。
- ⑥ 監査役への報告、情報提供等（以下これらを「報告等」という）はコンプライアンスの目的に適合するとの認識に立ち、コンプライアンス行動方針において明示する通報者に対する保護と同様の保護を報告者に与えるほか、報告等を行った者に対する不当な処置は、制裁の対象とする。
- ⑦ 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還については、監査役の請求に従い速やかに支払いの処理ができるよう関係の規程を整備、運用する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1年間）における実施状況は、次のとおりであります。

- (1) 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- (3) コンプライアンス及びリスク管理、情報安全管理、内部及び外部通報制度、財務報告に係る内部統制の円滑な運営のため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会（CPR委員会）を4回開催し、内部統制に係る諸活動を推進いたしました。

- (4) CPR委員会主導のもと、各部門の身近なリスク抽出・検討活動を半期に一度実施しました。その中から全社員が共有すべき日常行動の基本的な考え方及び判断基準をコンプライアンスガイドラインとしてまとめ、周知徹底をはかるとともに、コンプライアンス意識の向上に努めています。
- (5) 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）の情報保存管理については、文書管理規程等に基づき、情報管理及び機密情報漏洩の防止に努めております。
- (6) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、リスク情報、不正・誤謬情報、内部統制の不備情報の収集及び対策・是正措置等の審議を行うため、財務報告会を4回開催し、内部統制体制の機能強化をはかりました。

### 3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、いわゆる買収防衛策を定常的に準備することを方針とはいたしません。

しかしながら、大量株式取得を企図する買収者が現れた場合には、当該買収者が掲げる買収の目的、買収後の経営計画その他のあらゆる情報を精査するとともに、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な情報の開示と株主権の行使機会の確保に配慮しつつ、適切な対応を行います。

取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない公開買い付けなど、中長期的な視点を欠いた大量株式取得行為については、株主の利益を考慮しつつ、適切な対応を行います。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の増大をはかりながら、株主の皆さまに利益還元をはかることを経営の最重要課題と考え、事業環境や収益の状況、配当性向等を総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針とし、業績に応じた利益還元を行っております。

配当金額、配当時期につきましては、取締役会において慎重に検討し決定いたします。

内部留保資金につきましては、長期的視野に立った新規事業への展開及び事業の効率化を目的とした投資に活用し、一層の市場競争力や収益性向上をはかりたいと考えております。

第51期の配当金につきましては、上記方針に則り、期末配当を100円とし、中間配当20円と合わせて通期で1株当たり合計120円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>《資産の部》</b>		<b>《負債の部》</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>43,955,870</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,668,331</b>
現金及び預金	20,434,496	支払手形及び買掛金	3,109,936
受取手形	359,192	電子記録債務	6,768,531
電子記録債権	4,042,301	未払金	1,798,516
売掛金	4,551,481	未払費用	908,645
契約資産	244,437	未払法人税等	3,229,015
商品及び製品	13,162,491	契約負債	103,859
仕掛品	69,200	製品保証引当金	13,900
原材料及び貯蔵品	613,604	品質保証引当金	90,106
その他の貸倒引当金	782,981	役員賞与引当金	287,346
	△304,316	その他の負債	1,358,474
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,326,106</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>893,338</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>8,064,889</b>	役員退職慰労引当金	473,593
建物及び構築物	3,047,013	退職給付に係る負債	199,491
機械装置及び運搬具	42,857	その他の負債	220,252
工具、器具及び備品	776,076		
土地	4,162,117		
建設仮勘定	36,824		
<b>(無形固定資産)</b>	<b>3,392,191</b>		
ソフトウェア	2,587,605		
のれん	772,019		
その他の無形資産	32,566		
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>3,869,025</b>		
投資有価証券	292,932		
繰延税金資産	783,385		
投資不動産	848,861		
会員権	230,926		
敷金及び保証金	423,503		
その他の貸倒引当金	1,470,834		
	△181,419		
<b>資 産 合 計</b>	<b>59,281,977</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,561,669</b>
		<b>《純資産の部》</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>40,558,021</b>
		資本金	674,000
		資本剰余金	680,008
		利益剰余金	39,206,726
		自己株式	△2,713
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>162,285</b>
		その他有価証券評価差額金	22,111
		退職給付に係る調整累計額	140,174
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>40,720,307</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>59,281,977</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		53,861,539
売上原価		28,879,583
売上総利益		24,981,956
販売費及び一般管理費		12,980,445
営業利益		12,001,510
営業外収益		
受取利息	15,233	
受取配当金	6,691	
受取口イヤリテイ	18,418	
不動産賃貸料	85,238	
その他の営業外収益	40,722	166,304
営業外費用		
支払利息	6,553	
為替差損	11,088	
不動産賃貸費用	47,255	
その他の営業外費用	748	65,645
経常利益		12,102,168
特別利益		
固定資産売却益	340	340
特別損失		
固定資産除却損失	19,945	
減損損失	158,346	
投資有価証券評価損失	1,546	
その他の特別損失	769	180,608
税金等調整前当期純利益		11,921,900
法人税、住民税及び事業税	3,641,431	
法人税等調整額	△184,130	3,457,300
当期純利益		8,464,599
親会社株主に帰属する当期純利益		8,464,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	674,000	680,008	31,924,756	△1,897	33,276,867
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,182,629	-	△1,182,629
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	8,464,599	-	8,464,599
自己株式の取得	-	-	-	△815	△815
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	7,281,970	△815	7,281,154
2024年3月31日残高	674,000	680,008	39,206,726	△2,713	40,558,021

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日残高	16,872	106,139	123,011	33,399,879
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△1,182,629
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	8,464,599
自己株式の取得	-	-	-	△815
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,238	34,035	39,274	39,274
連結会計年度中の変動額合計	5,238	34,035	39,274	7,320,428
2024年3月31日残高	22,111	140,174	162,285	40,720,307

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>《資産の部》</b>		<b>《負債の部》</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>42,729,758</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,870,635</b>
現金及び預金	19,281,320	支払手形	548,652
受取手形	359,192	電子記録債権	6,762,401
電子記録債権	4,042,301	買掛金	2,549,892
売掛金	4,386,884	未払金	2,241,046
契約資産	160,334	未払費用	786,400
商品及び製品	13,163,178	未払法人税等	3,219,129
仕掛品	78,901	契約負債	100,046
原材料及び貯蔵品	553,017	製品保証引当金	13,900
そ の 他	817,699	品質保証引当金	90,106
貸倒引当金	△113,071	役員賞与引当金	278,346
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,692,070</b>	そ の 他	1,280,714
<b>(有形固定資産)</b>	<b>8,023,155</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>704,541</b>
建物	2,944,367	退職給付引当金	100,268
構築物	82,942	役員退職慰労引当金	441,439
機械装置	34,094	その他の	162,833
船舶	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,575,177</b>
車両運搬具	7,964	<b>《純資産の部》</b>	
工具、器具及び備品	754,543	<b>株 主 資 本</b>	<b>39,825,094</b>
土地	4,162,117	資 本 金	674,000
建設仮勘定	37,125	資 本 剰 余 金	680,008
<b>(無形固定資産)</b>	<b>2,573,200</b>	資 本 準 備 金	680,008
ソフトウェア	2,540,634	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>38,473,799</b>
その他の	32,566	利 益 準 備 金	30,000
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>5,095,714</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	38,443,799
投資有価証券	289,095	別 途 積 立 金	20,000,000
関係会社株式	784,539	繰 越 利 益 剰 余 金	18,443,799
関係会社長期貸付金	12,565,878	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,713</b>
繰延税金資産	602,734	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>21,557</b>
会 員 権	227,993	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,557
投資不動産等	848,861		
敷金及び保証金	380,916		
そ の 他	1,322,853		
貸倒引当金	△11,927,159	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>39,846,651</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>58,421,828</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>58,421,828</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	52,695,563
売上原価	28,533,066
売上総利益	24,162,497
販売費及び一般管理費	11,440,743
営業利益	12,721,753
営業外収益	
受取利息	93
有価証券利息	15,123
受取配当金	6,123
不動産賃貸料	85,238
固定資産賃貸料	65,226
その他営業外収益	42,206
営業外費用	
支不動産賃貸費用	6,552
不為替差損	47,255
その他営業外費用	11,090
経常利益	695
特別利益	12,870,170
特固定資産売却益	340
特別損失	
減固定資産除却損失	89,270
関係会社貸倒引当金繰入額	17,835
その他特別損失	348,317
税引前当期純利益	769
法人税、住民税及び事業税	3,853,825
法人税等調整額	△105,687
当期純利益	3,748,137
	8,666,181

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2023年4月1日残高	674,000	680,008	680,008
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－
2024年3月31日残高	674,000	680,008	680,008

	株 主 資 本			
	利益準備金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金		
2023年4月1日残高	30,000	20,000,000	10,960,247	30,990,247
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	△1,182,629	△1,182,629
当期純利益	－	－	8,666,181	8,666,181
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	7,483,551	7,483,551
2024年3月31日残高	30,000	20,000,000	18,443,799	38,473,799

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2023年4月1日残高	△1,897	32,342,357	16,831	32,359,188
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	△1,182,629	－	△1,182,629
当期純利益	－	8,666,181	－	8,666,181
自己株式の取得	△815	△815	－	△815
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	4,726	4,726
事業年度中の変動額合計	△815	7,482,736	4,726	7,487,462
2024年3月31日残高	△2,713	39,825,094	21,557	39,846,651

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

ダイコク電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイコク電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイコク電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

ダイコク電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 浩 幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイコク電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月3日

ダイコク電機株式会社 監査役会

常勤監査役	吉川幸治	Ⓔ
社外監査役	中島健一	Ⓔ
社外監査役	森田幸典	Ⓔ
社外監査役	今井宣之	Ⓔ

以上

